

令和5年第2回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和5年5月22日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第 1号 赤井川村議会議長の選挙について
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選挙第 2号 赤井川村議会副議長の選挙について
- 第 6 議席の指定
- 第 7 村長所信表明
- 第 8 赤井川村議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

追加日程

- 第 1 議長の常任委員会委員の辞任について
- 第 9 選挙第 3号 北後志消防組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第 4号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第 5号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第 6号 後志広域連合議会議員の選挙について
- 第13 議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）
- 第14 議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第2号））
- 第15 議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第3号））
- 第16 同意案第1号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて
- 第17 同意案第2号 副村長の選任に付き同意を求めることについて

追加日程

- 第 2 総務開発 閉会中の継続調査申出書
常任委員会
委員長申出

追加日程

- 第 3 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	阿部	猛	君	2番	連	茂	君
3番	曾根	敏明	君	4番	能登	ゆう	君
5番	川人	孝則	君	6番	藤門	弘	君
7番	山口	芳之	君	8番	岩井	英明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬場	希	君
副	村	大石	和朗	君
会	計	谷	早苗	君
管	理	高松	重和	君
者		小林	義幸	君
総	務	神	信弘	君
課	長	秋元	千春	君
長		釣賀	謙一	君
住	民	根井	朗夫	君
課	長	藤田	俊幸	君
長				
保	健			
福	祉			
課	長			
長				
産	業			
課	長			
長				
建	設			
課	長			
長				
教	育			
長				
長				
教	育			
委	員			
会	次			
長				

◎議会事務局

事	務	局	長	横井	慎之	君
書		記		伊藤	秋恵	君

(午前 9時00分開会)

○議会事務局長（横井慎之君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

このため、年長の藤門弘議員を臨時の議長としてご紹介いたします。

藤門議員、議長席のほうへお移り願います。

○臨時議長（藤門 弘君） ただいま紹介されました藤門です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

赤井川村議会議員選挙後の初議会でありますので、会議開始前に議員の自己紹介をいたします。

まず、私から自己紹介をいたします。

藤門です。しばらくお休みして、4期目の議席を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、岩井英明議員、どうぞ。

○仮議席2番（岩井英明君） 厚かましく13回目の当選をさせていただきました。岩井英明です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（藤門 弘君） 次に、曾根敏明議員、どうぞ。

○仮議席3番（曾根敏明君） 2期目になります。村のために一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○臨時議長（藤門 弘君） 次に、阿部猛議員。

○仮議席4番（阿部 猛君） 阿部猛と申します。今回初めての議員に立候補して当選させていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長（藤門 弘君） 次に、川人孝則議員。

○仮議席5番（川人孝則君） 4期目になりました川人です。今後よろしくお願いいたします。

○臨時議長（藤門 弘君） 次に、山口芳之議員。

○仮議席6番（山口芳之君） 8期目になりました山口芳之でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（藤門 弘君） 次に、連茂議員。

○仮議席7番（連 茂君） 2期目、連です。よろしくお願い致します。

○臨時議長（藤門 弘君） 次に、能登ゆう議員。

○仮議席8番（能登ゆう君） 今回3期目となります能登ゆうです。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（藤門 弘君） 以上で自己紹介を終わります。

◎開会宣告

- 臨時議長（藤門 弘君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和5年第2回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 臨時議長（藤門 弘君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長（藤門 弘君） それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席の指定については、議会の先例に基づき年齢順とし、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 臨時議長（藤門 弘君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、臨時議長において仮議席8番、能登ゆう君及び仮議席7番、連茂君を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

- 臨時議長（藤門 弘君） 次に、日程第3、選挙第1号 赤井川村議会議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（藤門 弘君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（藤門 弘君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に岩井英明君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名しました岩井英明君を議長の当選人とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（藤門 弘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岩井英明君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩井英明君が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選された岩井英明君から発言が求められておりますので、これを許します。

岩井英明君。

○議長（岩井英明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま議長のほうから赤井川村議会議長という重責をご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。見に余る光栄で、心からの感謝とお礼を申し上げます。

もとより浅学非才の身ではございますけれども、さらに研さんを積んで、馬場村政の基に議会の役割をしっかりと果たしていきたいと、このように考えておりますので、今後ともよろしくご支援のほど心よりお願いを申し上げまして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございます。

○臨時議長（藤門 弘君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

岩井議長が議長席に着いていただきますが、暫時休憩をします。

午前 9時07分 休憩

午前 9時08分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 会期の決定

○議長（岩井英明君） それでは、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、選挙第2号 赤井川村議会副議長の選挙についてを行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に山口芳之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました山口芳之君を副議長の当選人とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口芳之君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山口芳之君が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

山口芳之君。

○副議長（山口芳之君） ただいま議長のほうから副議長の重責を推薦されました山口芳之でございます。

8期目という形になりましたけれども、副議長というのは前回もやらせていただきましたが、今後とも皆様方の協力を得ながら議会の運営に頑張りながら赤井川村の新しい未来に向かって創っていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

就任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎日程第6 議席の指定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と名前を事務局長に朗読させます。

横井局長。

○議会事務局長（横井慎之君） それでは、私のほうから議席番号とお名前を読み上げます。

1番、阿部猛議員、2番、連茂議員、3番、曾根敏明議員、4番、能登ゆう議員、5番、川人孝則議員、6番、藤門弘議員、7番、山口芳之副議長、8番、岩井英明議長。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいま朗読いたしたとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいまの指定の議席にお着き願ひたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前 9時13分 休憩

午前 9時14分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 村長所信表明

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、村長所信表明を行います。

村長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。所信を表明させていただく前に、令和5年4月23日執行の村議会議員選挙において当選された議員の皆様へ改めてご当選のお祝いを申し上げます。

私自身、2期目となるこれからの4年間ですが、無投票当選に慢心することなく、村政運営に取り組む所存でありますので、公私ともに今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、第2回赤井川村議会臨時会における私の所信を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応も5月8日から5類へと変更になり、国内外の人の流れも回復しつつあります。しかし、DXやAIの目覚ましい発展など社会変化はあるものの、新型コロナウイルス感染症や海外における戦争などの影響による物価高騰や物不足、人口減少社会がもたらす労働力不足は一層私たちの生活に負の影響を与えています。このため、この3年間に経験した様々な物理的、思想的変化を新たな村づくりのきっかけとしていかなければならないと考えております。

令和5年度における村の取組方針は、さきの定例会で行政と予算案の大綱として示させていただいており、所信と重複するところもありますが、ベースの考え方は今回の選挙の際に掲げさせていただいた安心して暮らせる村づくりを進める5つの目標であります。

第1の目標は、未来志向の地場産業を育て、村内経済の好循環化を推進するであります。

働く世代の減少は、村の元気と活力を低下させる大きな要因であり、基幹産業である農業と観光、リゾート産業に元気がなければ、働く世代の定着は見込めず、村全体に活力を感じなくなってしまいます。このため農業分野においては、農業振興計画を基本に、意欲を持って安全、安心、良質な農畜産物や加工品を生産する事業者などの支援を継続します。また、観光分野においては観光地域づくり法人を中心とした観光振興活動やキロロリゾートや道の駅などの活動を側面的に支援するとともに、食を通じた観光やふるさと納税などで築いた関係人口との良好な関係を継続しつつ、北後志エリアなどと連携した広域観光をより一層進めます。加えて異業種間で連携した人材確保体制の構築を目指すとともに、地場産業と連携するベンチャープレイヤーを呼び込み、新規事業者の育成にも取り組みます。

第2の目標は、子供たちの成長を地域で支えるであります。

コロナ禍の影響で村内の人的交流はもとより、保育所や学校と村民の方々が交流する場面をつくることがほとんどできず、これまでのように子供たちの成長を身近に感じてもらえることができませんでした。このため、行事やイベントの再開に伴い、その活動が多く村民に関心を持っていただけるよう個人情報に配慮しながらも、情報発信などを進めます。また、これまで進めてきた子育て支援は継続しつつ、その時々求められるサービスやサポートの必要性を判断し、村民の皆さんにご理解いただける子育て支援に取り組みます。特に少子化により懸念される保育所の保育活動や学校の教育活動の質的低下を招かないようDXの適切な導入を推進するとともに、人員や施設を適正に配置するよう取り組みます。

第3の目標は、お年寄りをはじめ皆が元気に過ごせる環境を整えますであります。

全ての村民が心身ともに健康で生き生きと生活できることが安心して暮らせる村づくりには特に重要なことだと考えます。このため、それぞれが自立した生活を継続できるよう身の丈に合った中で、医療、介護、福祉などの政策を充実させていきたいと考えています。特に今後4年間では、交通弱者の低減、地域医療体制の充実、消防、防災体制の整備に一定のめどをつけ、それらの政策が実現できるよう取り組みます。

第4の目標は、カーボンニュートラルを推進するであります。

近年、地球温暖化が要因とされる気候変動の影響により、地球規模で自然災害が頻発していることは既にご承知のことと思われまます。村では、これらの現状を踏まえつつ、再生可能エネルギーの活用について調査、検討を進め、令和3年3月には赤井川村エネルギービジョンを策定し、第一段階として温泉熱の利活用事業を進めつつ、さらなる再生可能エネルギーの効率的活用について調査、検討を進めています。これらの取組の中から、二酸化炭素の排出量の低減の必要性を感じ、村民をはじめ各種事業者の皆さんにもご協力をいただいたデータを基に、北海道大学と連携し、今年の3月に現状の二酸化炭素排出量の推計をベースとして、地球温暖化対策実行計画を兼ねるゼロカーボンビレッジAKAIGAWA推進戦略を策定させていただき、赤井川村の美しい景観と共生し、暮らし、産業と共生するゼロカーボンの村づくりを推進するという村としての方向性を示させていただきました。この推進戦略については、今後村民の皆さんに説明させていただくこととしております。私としては、村の現状を把握することができましたので、赤井川村を未来の世代につなげていくためにも地球規模で取組が求められている脱炭素化の取組と連動する形で事業展開したいと考えております。このため、私は、2015年のパリ協定及び2020年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする日本政府の方針に賛同し、赤井川村ゼロカーボンシティをここに宣言し、森林資源、温泉熱、地熱など自然由来の再生可能エネルギーの公的活用などをスタートとしてカーボンニュートラルを推進します。加えて、村の自然環境や景観などに配慮した保全と開発をバランスよく進め、持続可能な村づくりをより強く推進するため、景観法に基づく景観計画の策定を進めます。

第5の目標は、村財政の安定化を進めるであります。

実質単年度収支で歳入と歳出のバランスの取れていない状況を改善し、財政を安定化方向に向けるには、村長就任以来申し上げさせていただいているとおり、国費、道費の助成制度の積極的活用はもとより、自主財源の確保や民間企業との連携を積極的に展開しなければならないと考えています。このため、昨年作成し、令和8年を目標に設定した財政健全化アクションプランの検討、協議、実施をできるものからの確に進めるとともに、ふるさと納税制度の積極的推進や宿泊税導入に向けた関係各所との調整に着手し、導入実現を目指したいと考えています。

以上、村長2期目の就任に当たり所信の一端を述べさせていただきましたが、役場職員とともに引き続き知恵を絞り、汗をかく所存でありますので、議会議員の皆様をはじめ村民の皆様には引き続き持続可能な村とする行政運営に深いご理解とご協力をお願いし、私の所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 以上で村長所信表明を終了いたします。

◎日程第8 赤井川村議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、赤井川村議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、総務開発常任委員会委員に議長を含めた議員全員、議会運営委員会委員につきましては議長を除いた7名です。

以上のとおり指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時25分 休憩

（岩井英明君退場）

午前 9時27分 再開

○副議長（山口芳之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は7名です。

ただいま総務開発常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席して発言できる権限を有しているほか、可否同数の際には裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認められているところでもあるため、総務開発常任委員を辞任したいとするものであります。

本件審議に当たって議長は除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めています。

◎日程の追加

○副議長（山口芳之君） お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口芳之君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（山口芳之君） 次に、追加日程第1、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議長の常任委員会委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口芳之君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任については、許可することに決定いたしました。暫時休憩します。

午前 9時30分 休憩

（岩井英明君入場）

午前 9時31分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は8名です。

休憩中に総務開発常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告申し上げます。

総務開発常任委員会委員長に川人孝則君、副委員長に藤門弘君、議会運営委員会委員長に連茂君、副委員長に曾根敏明君、以上のとおり互選されましたので、ご報告申し上げます。

◎日程第9 選挙第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、選挙第3号 北後志消防組合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

横井局長。

○議会事務局長（横井慎之君） 北後志消防組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。

したがいまして、当議会において被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第6条第1項により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

北後志消防組合議会議員に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君を北後志消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君が北後志消防組合議会議員に当選いたしました。

◎日程第10 選挙第4号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、選挙第4号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

横井局長。

○議会事務局長（横井慎之君） 北後志衛生施設組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。

したがいまして、当議会において被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第6条第1項により関係町村議会の議員としての任期によるものと規定されております。

説明は以上でございます。

○議長（岩井英明君） 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

北後志衛生施設組合議会議員に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君を北後志衛生施設組合議会議員の当選人とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君が北後志衛生施設組合議会議員に当選いたしました。

◎日程第11 選挙第5号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、選挙第5号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

横井局長。

○議会事務局長（横井慎之君） 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の定数は、規約第7条で小樽市の議会から11人、関係5か町村の議会から各2人の合計21人と規定されて

おります。

したがいまして、当議会において被選挙人2人を規約第8条第1項の規定に基づき選挙を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第9条第1項により関係市町村議会の議員としての任期によると規定されております。

説明は以上でございます。

○議長（岩井英明君） 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから2人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議のとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に岩井英明君及び山口芳之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君及び山口芳之君を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君及び山口芳之君が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました山口芳之君が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第12 選挙第6号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、選挙第6号 後志広域連合議会議員の選挙についてを行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。

横井局長。

○議会事務局長（横井慎之君） 後志広域連合議会議員の定数は、規約第7条で後志関係16町村の議会から各1人の16人と規定されております。

したがいまして、当議会において被選挙人1人を規約第8条第1項の規定に基づき選挙

を行うものであります。

なお、任期につきましては、規約第9条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。

説明は以上でございます。

○議長（岩井英明君） 説明が終わりました。

この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、先日協議のとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

後志広域連合議会議員に岩井英明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました岩井英明君を後志広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井英明君が後志広域連合議会議員に当選いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時40分 休憩

午前 9時55分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第21号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま上程いただきました議案第21号につきましては、本

年度の税制改正に伴う赤井川村税条例改正の専決処分となっております。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にて説明させていただきます。

それでは、議案第21号 専決処分手項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月22日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、令和5年4月1日より施行する必要があるため、令和5年3月31日に公布しているものです。

次のページになります。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日、赤井川村長。

議案35ページの改正要点資料を御覧ください。今回この改正条例については、地方税法並びに関係政省令の改正が行われたことにより、総務省から示されている条文に合わせて条例改正を行っております。法令改正に伴う引用条項や諸規定の整備に関する事項につきましては説明を省略させていただき、主な改正点についてご説明いたします。

第34条の9第2項の改正は、森林環境税の導入に伴う改正となっております。村民税の均等割には令和5年度まで、東日本大震災に係る復興増税がありますが、これに替わり同額の森林環境税が課せられるため、令和6年度以降も均等割は同額となります。

次に、第36条の3の2第2項から第6項の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化（前年から異動がない場合）に併せた改正となっております。

次に、第38条第1項並びに同条第3項の改正は、森林環境税の導入に伴い、村民税の均等割と併せて賦課及び徴収することを規定する改正となっております。このことから、村民税の均等割が引き続き増額したものととなります。

次に、第41条の改正は、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に森林環境税額を追加することを規定する改正となっております。

次のページです。第44条第1項並びに同条第2項から第3項並びに同条第5項から第6項の改正は、森林環境税の導入に伴い、給与から特別徴収する場合の均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正となっております。

次に、第46条の改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正となっております。

次に、第47条第1項並びに同条第2項の改正は、森林環境税の導入に伴い、給与から特別徴収から普通徴収に切り替わった場合の規定の整備に伴う改正となっております。

次に、第47条の2第1項並びに同項第2号並びに同条の2第2項の改正は、森林環境税の導入に伴い、年金から特別徴収する場合の均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正となっております。

次に、第47条の6第1項並びに同条の6第2項の改正は、森林環境税の導入に伴い、年金からの特別徴収だけでは不足のため普通徴収に切り替わった場合の規定の整備に伴う改正となっております。

次に、第48条第1項並びに同条第5項の改正は、村民税における地方税法施行規則様式の新設に伴う改正となっております。

次に、第50条第1項並びに同条第2項の改正は、法人村民税における地方税法施行規則様式の新設に伴う改正となっております。

次のページです。第82条第1号エの改正は、ミニカーの区分から、3輪の特定小型原付（電動キックボード）を除外する改正となっております。また、除外された3輪の特定小型原付は、2輪の原付第1種と同じ区分とみなされることとなります。

次に、第98条第1項並びに同条第5項並びに第101条第1項の改正は、たばこ税における地方税法施行規則様式の新設に伴う改正となっております。

次に、附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例期間の延長する改正となっております。

次に、附則第10条の改正は、令和3年度改正における新型コロナに係る先端設備特例が削られることに伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第1項の改正は、水質汚濁防止法に規定する廃液処理施設等の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第2項の改正は、公共下水道の利用者が設置する下水道除害施設の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第3項の改正は、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が区域内で取得する公共施設等の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第4項の改正は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波対策用施設の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次のページです。附則第10条の2第5項の改正は、津波法に基づいて北海道が指定した区域の指定避難施設の家屋に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第6項の改正は、津波法による管理協定に定められた協定避難用部分を持つ家屋に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第7項の改正は、津波法による管理協定に定められた協定避難用部分を持つ家屋に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第8項の改正は、津波法に基づいて北海道が指定した区域の指定避難施設の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第9項の改正は、津波法による管理協定に定められた協定避難用部分の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第10項の改正は、特定の補助を受けた太陽光発電設備等の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。現在存在する太陽光発電設備等の償却資産は該当しないため、特に影響はありません。

次に、附則第10条の2第11項の改正は、認定を受けた風力発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次のページです。附則第10条の2第12項の改正は、認定を受けた地熱発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第13項の改正は、認定を受けたバイオマス発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第14項の改正は、特定の太陽光発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。こちらも現在存在する太陽光発電設備等の償却資産は該当しないため、特に影響はありません。

次に、附則第10条の2第15項の改正は、特定の風力発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第16項の改正は、認定を受けた水力発電設備等の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第17項の改正は、特定の水力発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第18項の改正は、特定の地熱発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第19項の改正は、特定のバイオマス発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次のページです。附則第10条の2第20項の改正は、水防法に基づく区域の地下街等の固定資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第21項の改正は、特定の補助を受けた児童福祉法に規定する事業所内保育事業を行う認可外施設の固定資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第22項の改正は、都市緑地法に規定する計画に基づき設置された市民緑地の土地に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第23項の改正は、水防法で指定された区域の自然堤防等の土地に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第24項の改正は、特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に規定する認定事業者が計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第25項の改正は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の土地に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の2第26項の改正は、高齢者の居住の安定確保に関する法律で規定された有料老人ホーム等の家屋に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備に伴う改正となっております。

次のページ、附則第10条の2第27項の改正は、改正マンション管理適正化法に基づく大規模な修繕を行ったマンションの、家屋に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の新設に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の3第12項並びに同条の3第13項から14項の改正は、附則第10条の2第27項の適用を受けるマンションにおける申告の規定の新設に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の4並びに同条の4第2項の改正は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の延長に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の5第2項の改正は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の延長に伴う改正となっております。

次に、附則第10条の6並びに同条の6第2項から第4項の改正は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の拡充に伴う規定の新設の改正となっております。

次に、附則第15条の2並びに同条の6第3項の改正は、軽自動車税環境性能割の非課税規定の削除の改正となっております。

最終ページをお開きください。附則第15条の2第4項の改正は、軽自動車税環境性能割の不足額を徴収する際の加算割合の改正となっております。

次に、附則第16条並びに同条第2項並びに同条第3項から第4項の改正は、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用の延長に伴う改正となっております。

次に、附則第16条の2第1項並びに同条の2第3項の改正は、軽自動車税種別割の不足額を徴収する際の加算割合の改正となっております。

次に、附則第17条の2第1項並びに同条の2第2項の改正は、優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例の延長に伴う改正となっております。

次に、附則第25条の改正は、文言の整理による改正となっております。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ありませんか。

山口芳之君。

○7番（山口芳之君） 37ページの第82条第1号なのですがすけれども、ミニカーの区分から3輪の特定小型原付を除外するという文面があるのですがすけれども、今現行の登録しているやつはもう完全に原動機付自転車になりますよという改正なのですか。今後これができなくなりますよという区分なのですか。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） 大変申し訳ありません。もう一度ご質問の趣旨をご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○7番（山口芳之君） 3輪の特定小型原付というのが今までミニカーの特定が受けれたのです。体幅が50センチ過ぎていけば。ところが、今回のこの法律では50センチを超えていても、ミニカーでなくて原動機付自転車の税金がかかりますよという法律なのですか、それでよろしいのですかという話なのなのですがすけれども。

○住民課長（小林義幸君） 今回の特定小型原付自転車につきましては、原動機の規定出力が0.6キロワット以下、60cc以下で、長さが1.9メートル以下、幅が0.6メートル以下、最高速度が20キロ以下あるものに対しての改正となっております。なので、これだけが適用されるような形です。もともとの原付は変わらず。

○議長（岩井英明君） 山口芳之君。

○7番（山口芳之君） 今登録されて、ミニカー区分になっているやつは、それはもう原動機付になるということなのですか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） この部分について、今制度こういうふうに変わりまして、改めて広報等で周知はさせていただきたいと思いますが、さっき課長がお話しされたとおりに、ある程度基準があります。この基準に該当した場合にはこちらになりますというふうに関度法律で変わりますので、その部分改めて住民のほうには周知をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第21号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第14 議案第22号及び日程第15 議案第23号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

この際、日程第14、議案第22号から日程第15、議案第23号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第2号））及び日程第15、議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第3号））を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第22号及び議案第23号の説明をさせていただきます。

議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月22日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費等及び余市川・赤井川樋門樋管管理業務委託料の増額のためでございます。

次のページをおめくりいただきたく思います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月13日、赤井川村長。

それでは、令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第2号）、1ページ目をおめくりいただきたく思います。令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,909万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月13日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に325万9,000円を追加し、3億917万8,000円に。これは、1項国庫負担金で278万2,000円の増額、2項国庫補助金で47万7,000円の増額でございます。

15款道支出金、既定額に4万円を追加し、9,555万9,000円に。これは、3項の委託金の増額でございます。

歳入合計、既定額に329万9,000円を追加し、27億6,909万9,000円となります。

次に、3ページ目をお開きいただきたいと思います。歳出です。4款衛生費、既定額に325万9,000円を追加し、3億4,781万7,000円に。これは、1項の保健衛生費の増額でございます。

7款土木費、既定額に4万円を追加し、3億6,143万4,000円に。これは、1項土木管理費の増額でございます。

歳出合計といたしましては、歳入と同額の既定額に329万9,000円を追加し、27億6,909万9,000円となります。

次に、6ページに移ります。2、歳入、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に278万2,000円を追加し、4,270万5,000円に。内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金の増額でございます。

同じく6ページ中段、14款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、既定額に47万7,000円を追加し、855万8,000円に。内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額でございます。

次に、7ページに移ります。15款道支出金、3項委託金、4目土木費委託金、既定額に4万円を追加し、91万9,000円に。内訳は、余市川・赤井川樋門樋管管理委託料の増額でございます。

歳入の増額については、内容については歳出のほうで説明を申し上げます。

続いて、8ページです。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、既定額に325万9,000円を追加し、1,821万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、一般の春秋分及び乳幼児の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施が国で定められたことによる対応による費用の計上でございます。なお、これらに係る費用の全ては、先ほど歳入でご説明を申し上げました国庫負担金、国庫補助金で賄われることとなります。なお、実施に当たっては、これまでどおり北後志の医療機関で接種できるよう関係機関で協議を行っていることも併せて報告をさせていただきます。

続いて、9ページです。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額に4万円を追加し、171万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、余市川・赤井川樋門樋管管理委託料及び消耗品費の増額でございます。これは、北海道から余市川、赤井川

の樋門樋管の管理について委託を受けているもので、村内では12名の方に31か所の樋門樋管の管理をいただいております。今回の増額は、北海道の設計単価の増額によるもので、この費用も先ほど歳入で説明を申し上げました道支出金で賄われることとなります。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

続いて、議案第23号の説明をさせていただきます。議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月22日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費及び落合線道路災害復旧工事費の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月28日、赤井川村長。

それでは、令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第3号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,057万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の歳出の款の欄中「11款予備費」を「12款予備費」に、「10款公債費」を「11款公債費」に改め、「9款教育費」の次に「10款災害復旧費」を加える。

3項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に77万4,000円を追加し、3億995万2,000円に。これは、2項国庫補助金の増額でございます。

18款繰入金、既定額に1,070万円を追加し、1億4,466万8,000円に。これは、2項基金繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に1,147万4,000円を追加し、27億8,057万3,000円となります。

次に、3ページ目を御覧いただきたいと思います。歳出、3款民生費、既定額に77万4,000円を追加し、3億5,090万8,000円に。これは、2項児童福祉費の増額でございます。

10款災害復旧費1,075万8,000円を新規計上。

12款予備費、既定額から5万8,000円を減じ、238万3,000円に。

歳出合計といたしましては、歳入と同額の既定額に1,147万4,000円を追加し、27億8,057万3,000円となります。

次に、6ページに移ります。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、既定額に77万4,000円を追加し、933万2,000円に。内訳は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の新規計上でございます。

続いて、7ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、7目公共施設整備基金繰入金1,070万円を新規計上するものでございます。

歳入の増額につきましては、歳出のほうで説明をいたします。

続いて、8ページに移ります。3、歳出、3款民生費、2項児童福祉費、5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費77万4,000円を新規計上するものでございます。内訳は、国の施策で低所得の子育て世帯に対する助成、児童1人につき5万円を支給することとなりまして、その給付金及び事務費を新規計上するものでございます。なお、これらに係る費用の全ては、先ほど歳入でご説明を申し上げました国庫負担金で賄われることとなります。

続いて、9ページです。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費1,075万8,000円を新規計上するものでございます。内訳は、4月21日の雪解け増水に伴いまして、村道落合線、場所につきましては落合ダムから親水広場へ向かう道路になりますが、こちらが昨年続きまして崩落をし、現在通行ができない状態となっております。状況につきましては、皆さんのお手元に写真をお配りをさせていただきましたので、それで御覧いただければというふうに思います。こちらにつきましては、早急な対応が必要なことから、専決処分として計上させていただきました。

また、歳入につきましては、緊急自然災害防止対策事業債の対象となることが予想されますが、現時点ではその支給が決定されていないため、公共施設整備基金からの繰入れて計上をさせていただきました。今後事業債の対象となった場合には、改めて予算計上させていただきますまして、その財源充当をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第22号の8ページ目です。新型コロナウイルス感染症対応事業費ということで、乳幼児の方のためのものというご説明あったかと思いますが、内訳について、対象年齢についてですとか、あと対象の人数などについてお知らせいただければと思います。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） このたび5月からの接種予定者の対象につきましては、5歳から64歳までの方で、基礎疾患及び医療従事者ということになっております。また、そのほか65歳以上の高齢者が対象となっておりまして、今回対象人数としましては279人の

方がいらっしゃる。今現在予約を受けた人数としましては、142名の方が予約されておりまして、そのうち赤井川診療所で接種を予定されている方は43名という内訳になっております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、乳幼児だけというわけではなくて、今幅広い年齢層の対象になる方というご説明だったと思うのですけれども、ワクチン接種に関する制度や国の考え方もどんどん変わってきているので、追いついていない部分があるので、今後そのワクチン接種に関して自己負担がどこまでになるのとか、その辺の見通しについても併せてご説明いただけるでしょうか。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） 今ご説明させていただきました以外の方々につきましては、今後9月以降の接種が開催されます。それにつきましては、今のところ、今までと同じように5か町村で同じく接種体制を整えるというような予定でございまして、という状況でございます。

費用負担につきましては、9月の予定されている方々につきましても国費で賄えるという形になっているところでございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○2番（連 茂君） 23号のほうの最後の河川の災害復旧工事の件で、もうちょっと詳細、詳しく教えてほしいなと思うのですけれども、特にこれ2年連続起こっています。今後、災害というのは想定外のことをいうのだと思うのですけれども、2年連続となると想定外なのか想定内なのか。今後、来年、再来年起こる可能性がある部分があるのか、その辺の考えと、あと今この写真見せられて、多分復旧工事というのを今行っている最中だとは思っているのですけれども、その辺の進捗状況とか、いつになったら親水公園のほうまで行けるのかとか、その辺の詳細をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） まずは、今後の予定というか、見通しなのですけれども、写真を見ていただくと分かる通り、手前側、左側にございます袋状のもの、こちら土が入った状態で昨年度作業していただいた部分なのですが、今回崩落したのはこの先の部分で崩落しております。現場のほうを確認いたしましたところ、この先の部分で崩落した後につきましては、もう崩落する可能性がかなり低い状態ということになっております。ですから、私の見解としましては、来年、再来年度以降につきましては崩落の可能性というのは恐らく10%以下という形で推測しております。また、5月15日に工事の発注をいたしておりますが、進捗状況としましては現在まだ6%から7%くらいで、これから土砂の撤去ですとか、そういったものを行いますので、ここの部分の開通は、申し訳ございません。現段階で何月何日というところまでは申し上げられないのですけれども、恐らく6月の中旬くらいまでには取りあえずこの先にある落合ダムの小樽市さんのほうの作業がございま

して、中旬ぐらいまでには何とか開通をしていただけるような形で事業者様のほうと調整しているような状態でございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○2番（連 茂君） ありがとうございます。

さらに、今度あそこ公園として赤井川村の公園になっていますから、一般のお客さんとか、あそこは特に去年はたしかやっていなかったと思うのですけれども、キャンプなんかもできると思います。その再開のめどとかというふうな部分ではどのようにお考えですか。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 今回の工事の工期につきましては、7月30日という形で工期を設けておりますので、間違いなくそれまでには完了させていただけるのですけれども、完了が早い分につきましては検定を行った上で安全を確認して、そちらのほうの通行可能と判断しましたら、民間の方、一般の方も親水広場ですとか、そういったところのご利用をさせていただけるような調整を取りたいと思っております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第23号の8ページです。子育て世帯生活支援特別給付金ということで、国の事業ということのご説明でしたけれども、子供1人に対して5万円というご説明でしたが、例えば赤井川の子育て世帯の中のどのくらい対象世帯、割合なのか、その辺お聞かせください。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） このたびの事業におきまして対象となる世帯が今現在で2世帯、子供の数にして3名となっております。

予算上、13名の予算計上とさせていただいているのですが、今確定している世帯のそのほかに家計が急変された家庭においては、申請行為にはなるのですけれども、その分で10件を見込んで計上させていただいているというところでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 子育て世帯の件数、世帯数について、まずお聞きしたいのと、そのうちの2名が対象ということだと思いますので、全体の数字を知りたいのと、あと家計急変10件分も見込んでの予算ということですので、その周知についてはどのように行われているのか、それについてもお知らせください。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） 申し訳ございません。全体数、押さえてきていなかったもので、後ほどご回答させていただくという形でよろしいでしょうか。

対象者の方々には、私ども村のほうからこの事業の周知をさせていただいて、こちらから申請不要という形の中で給付をさせていただいているという形でございます。

また、申請者、その他申請に必要な方というものにつきましても、その対象となられる

だろうという世帯につきましては、周知文書をお知らせしているというところでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） この家計急変した世帯というのは、どのようにピックアップしていくのか。全世帯に、例えばその事業についてのお知らせをして、家計急変した方は申請してくださいという形にするのか、村のほうで何件か当たって、そこに村のほうから送るのか、その辺がイメージ湧かなかったので、全世帯に、子育て世帯にまず周知されるのかどうかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） 通知をさせていただいているのは低所得者の方で、また今回対象となるのは独り親世帯以外の方という要件がございますので、そちらの対象方に郵送させていただいているというところでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 家計急変したかどうかの判断というのは、誰がどのようにされるのかなというのでお聞きしたのですけれども。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） 子育ての低所得者の世帯の方々に対して通知を出させていただいております。その中で、あくまでも申請という形でございますので、私どもがそこをピックアップして通知をしているということではなく、あくまでもご本人の申請というような形にはなってくる。

（何事か呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（神 信弘君） すみません。

審査は、あくまでも村で審査を行うという形になっております。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第22号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第22号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第23号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第16 同意案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第16、同意案第1号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

本案につきましては、能登ゆう議員は議員の一身上に関する事件であると認められるため、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

（能登ゆう君退場）

午前10時37分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は7名です。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

同意案第1号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月22日提出、赤井川村長。

記として、氏名は能登ゆう、生年月日、昭和48年2月2日、住所は赤井川村字日ノ出45番地1であります。

1ページに略歴表がありますので、こちらもご説明させていただきます。氏名については、能登ゆう。生年月日、昭和48年2月2日、年齢、満50歳の女性であります。住所は、

赤井川村字日ノ出45番地1。新任期につきましては、令和5年5月22日から令和9年5月21日までの4年間です。最終学歴としては、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。主な職歴につきましては、平成20年3月から現在まで農業でございます。主な公職、社会活動歴につきましては、赤井川村議会議員が平成27年5月から現在まで、国民健康保険税審議会委員につきましては令和元年5月から現在までとなっております。

能登ゆうさんについては、議会の皆様からのご推薦もあるということですので、村のほうとしては能登ゆうさんを選任させていただき、同意をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第1号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第1号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第1号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについては、同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

（能登ゆう君入場）

午前10時39分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

能登議員に申し上げます。ただいま議会の同意がされましたことをご報告申し上げます。

◎日程第17 同意案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第17、同意案第2号 副村長の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、大石和朗副村長は職員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

（大石和朗副村長退場）

午前10時40分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

同意案第2号 副村長の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村副村長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月22日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、大石和朗、生年月日、昭和41年4月11日、住所は赤井川村字赤井川334番地の6であります。

次ページに略歴表がありますので、ご説明をいたします。略歴表、氏名、大石和朗。生年月日、年齢、性別につきましては、昭和41年4月11日生まれの満57歳の男性であります。住所につきましては、赤井川村字赤井川334番地の6。新任期につきましては、令和5年5月23日から令和9年5月22日までの4年間。最終学歴、北海道小樽潮陵高等学校卒業。主な職歴としては、昭和60年4月、赤井川村役場就職。主な昇任歴等につきましては、平成24年10月、教育委員会次長、平成28年10月、保健福祉課長、平成29年4月、介護保険課長、平成29年10月、教育委員会次長、平成30年4月、会計管理者、令和元年5月、副村長ということで、現在の任期は令和元年5月23日から令和5年5月22日までの4年間でございます。

大石副村長につきましては、役場事務方の責任者としてこれまで4年間の実績を踏まえ、引き続き副村長としての職務に就いていただきたいというふうに考えておりますので、皆様のご同意の下、仕事を続けさせていただきたいというふうに思い、提案させていただきました。同意方よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第2号 副村長の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第2号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第2号 副村長の選任に付き同意を求めることについては、同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

(大石和朗副村長入場)

午前10時45分 再開

○議長(岩井英明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

大石副村長に申し上げます。ただいま議会の同意がされましたことを報告いたします。

ここで副村長に就任予定の大石和朗副村長より就任に当たっての挨拶の申出がありましたので、これを許します。

副村長、中央の発言台に。

○副村長(大石和朗君) 同意案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございます。

これから2期目に頑張りますとだけ一言言えば多分いいのかと思いますが、この4年間、村長をはじめ、私たちも思っていたとおりやってこれたかというところではなくて、やはり新型コロナウイルスの対応に追われまして、なかなか思ったとおり行政を進められなかったというのが本音であります。

ただ、その中でもむらバスの運行だとかデイサービスの指定管理などやらなければならないことはやってきたかなというふうに思っています。ただ、まだ村には多くの課題があって、私たちが目指すもっと住みやすい村というものを村長、それから職員一同、みんなで一生懸命やっていきたいというふうに考えておりますので、これからも議会議員の皆様

にはご理解、ご協力をいただきたいということでお願い申し上げまして、2期目の挨拶とさせていただきます。

今日は、誠にありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 大石副村長には、健康に十分留意されまして、副村長としての職務に励んでいただくことを心からお願い申し上げたいと思っております。

以上で就任挨拶を終わります。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第2並びに追加日程第3として議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、総務開発常任委員会委員長申出並びに追加日程第3、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 総務開発常任委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第2、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第3、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和5年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午前10時53分閉会)